　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年11月24日

会　員　各 位

　　　　　（公社）全日本不動産協会高知県本部

　　　　　　　　　本部長　　中澤　正志

**「市街化調整区域における地区計画の策定の指針」の改定について**

平素は協会運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、高知県土木部都市計画課より標記指針が承認されたとのご報告がありましたのでお知らせ致します。

高知市、南国市、香美市及びいの町の一部で構成されている高知広域都市計画区域は、無秩序な市街化を予防することなどを目的に、市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き）されています。現在、高知広域都市計画区域では、人口減少や少子高齢化の進展、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への対応などが課題となっており知事と当該都市計画区域を有する4市町村で構成する高知広域都市計画協議会において、課題への対応策として、地域の実情を踏まえた開発規制の緩和の方針の検討を進めその結果、標記改定案が承認されました。

県の地区計画策定指針改定原案については、HPにも掲載しダウンロードできますのでご覧ください。

記

1. 施行（改定）日　　令和5年11月20日
2. 指針掲載　　高知県庁ホームページ→「都市計画課」

　　　　　　全日高知県本部ホームページ→「お知らせ」

都市計画課HP

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/tyoutiku.html

以上